

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	050020
特例要望事項	「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」在留資格者の在留期間の延長
意見提出者名	神戸市
意見の要点	<ol style="list-style-type: none">1 4つの在留資格のすべてについて特例措置を講ずるのが困難であれば、特に「技術」の在留資格について、IT分野に限定せず、長期間にわたり在留することによって地域産業の技術の高度化に直接的に寄与すると認められる者を広く対象とするよう要望する。2 504及び505の特例について、他の特定事業との関連がなくとも単独で実施可能とし、また対象施設の追加や変更に当たってはそのつど特区計画の変更を要せず当該自治体の告示や法務省への副申書など簡素な手続で適用可能とするよう要望する。
意見に対する回答	<ol style="list-style-type: none">1 長期間にわたり在留することによって地域産業の高度化に直接的に寄与すると認められるものを広く対象とすることが具体的にどのような人材を想定しているかが不明であり、外国人研究者受入れ促進事業等のように在留期間の特例を講ずる特段の必要性は認められず困難である。2 他の特定事業との関連がなく単独で実施可能であれば、特区における特定事業には当たらない。また、特区計画の変更については、特区法上の規定に従って手続する必要がある。
担当省庁名	法務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	050030
特例要望事項	外国人技術者・労働者等の就労・起業促進のための在留資格要件の緩和
意見提出者名	大田区長
意見の要点	「技術」の実務要件(10年以上)をどのように審査・認定しているか、具体的な方法の現状を示されたい。
意見に対する回答	在職証明等で確認している。
担当省庁名	法務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	050040
特例要望事項	「投資・経営」在留資格取得要件の緩和
意見提出者名	福岡県, 福岡市
意見の要点	<ol style="list-style-type: none">1 近年, 事務等の外注が増えているため, 2人以上の常勤職員の雇用という条件を満たすことは必ずしも事業規模を示す指標ではなくなっている。在留資格更新の際に当該企業が赤字経営である場合は, 在留の継続が認められなくなる可能性があるなどから, 「事業に供する(担保などの形で事業に供する場合も含む)一定額の不動産の所有」を要件の一つとして選択制で追加しあらかじめ明示願いたい。2 「年間の営業費用見込み」, 「営業利益」, 「売上高」などが一定額以上という要件の追加については如何
意見に対する回答	<ol style="list-style-type: none">1 赤字経営であることのみをもって在留の継続を認めない取り扱いは行っていない。2 在留継続の可否については, 指摘にあるような事情も含め, 総合的に判断を行っている。
担当省庁名	法務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	050050
特例要望事項	「企業内転勤」在留資格要件の緩和
意見提出者名	福岡県, 福岡市
意見の要点	「企業内転勤」の「1年以上の業務経験」は「技術」, 「人文知識・国際業務」の何の要件を代替しているのかが不明確である。半年以上の業務経験では得られない要件とは具体的にどのようなものか。
意見に対する回答	「企業内転勤」における「1年以上の業務経験」は「技術」, 「人文知識・国際業務」の「大卒以上又は10年以上の実務経験」の要件に代わるものとして設定されているものであり, 公正な出入国管理の観点から必要な要件である。
担当省庁名	法務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	050080
特例要望事項	「留学」在留資格の資格外活動枠外での収入を伴う企業実習の容認
意見提出者名	福岡県, 福岡市
意見の要点	<p>特区内において大学の単位取得となることを条件として、留学生が「留学」の資格のまま週28時間以上の有償の実習を行えるようしてもらいたい。九州大学ビジネススクールの場合、企業実習を3ヶ月間、半年間、1年間など多様な期間を設定することを計画しているため、収入を伴う企業実習が指導教官の監督の下で教育プログラムの一環であり、かつ単位の対象である場合に限って、特区として、包括的に40時間以内(休暇時は日に8時間以内)の資格外活動の許可を与えることについて、具体的に検討の上、回答されたい。</p>
意見に対する回答	<p>「留学」は就労を目的とした在留資格ではなく、要望のような収入を伴う実習については資格外活動許可を受ける必要がある。</p> <p>資格外活動の許可に当たっては、インターンシップが大学のカリキュラムの一環として行われる趣旨も踏まえて審査を行うので、包括許可の限度である週28時間を超える場合であっても、個別に許可することが可能である。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	050090
特例要望事項	学校，専修学校，各種学校以外の教育機関で学ぶ外国人への「就学」 在留資格の付与
意見提出者名	福岡県，福岡市
意見の要点	一定のレベルの教育の保障が必要というのであれば，「教育事業を5年以上継続している事業者」，「カリキュラムレベル等を専門学校等を認可する都道府県に審査させ，ある一定の基準を満たした事業者」等に限定してはどうか。
意見に対する回答	「施設，カリキュラム等教育体制が十分に整備された教育機関」であるか否かについては，実質的には学校教育法上の教育機関であるか否かという点で判断しており，「教育事業を5年以上継続している事業者」等ということをもって一定レベルの教育を保障していると取扱うことはできない。
担当省庁名	法務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	050110
特例要望事項	「興行」在留資格要件の緩和
意見提出者名	横浜市
意見の要点	外国人本人に関する基準の緩和には問題があるものの、招聘機関の要件の緩和が、問題事例の発生に直接結びつくわけではない。
意見に対する回答	「興行」で入国した外国人の資格外活動の多くが招聘機関の不適切な管理受入れ体制によるものであることを踏まえると、招聘機関が小規模であることにより問題事例が発生しないとはいえず、一定の管理体制は必要である。
担当省庁名	法務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	050140
特例要望事項	複数職種による外国人研修生・技能実習生の受入容認
意見提出者名	ひたちの循環衛生事業協同組合
意見の要点	現在JITCOの指導は、単一職種のみであり、複数職種は禁止されている。
意見に対する回答	複数種類の職種の研修・技能実習を行うことを禁止する規定はない。 なお、JITCOの指導について国として措置することは困難であるが、JITCOにおいても単一職種のみを指導している事実はない。
担当省庁名	法務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	050180
特例要望事項	「就学」在留資格の対象となる日本語学校の審査基準の緩和
意見提出者名	株式会社東京リーガルマインド
意見の要点	形式的には国の規制ではないものの、財団法人日本語教育振興協会を監督する立場にある以上、同財団の審査基準の妥当性は、法務省が判断していると考えられる。
意見に対する回答	当該審査基準は、同財団法人が作成しているものであり、国として措置することは困難であるが、当該要望事項については、同財団法人に対して検討するよう連絡することとする。
担当省庁名	法務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	50260
規制の特例事項名	土地区画整理事業施行区域内における図上分筆登記申請の容認
意見提出者名	前橋市
意見の要点	<p>法務局備付け公図、あるいは土地区画整理事業開始前に測量法に基づく公共測量の承認を受けて従前地の現形測量を実施した成果図に基づき図上分筆を行う場合、現地と地図上の位置が相違するようなことはないので、地図混乱を招くことはあり得ない。</p> <p>また、仮換地指定後は、仮換地が土地取引の対象であり、図上分筆を行っても土地取引や権利の保全に全く影響がない。地権者間にトラブルが発生し、国民の信頼を失うことも考えられない。</p>
意見に対する回答	<p>土地の表示登記は、土地の客観的・物理的な現況を正確に公示するためのものであり、分筆、合筆等によりこれを変更する場合には、必ず現地の調査・測量を行い、これに基づいて地積測量図を作成し、これを登記所に提出しなければならないとされています。</p> <p>土地区画整理事業施行区域内の従前地の分筆についても、現地の調査・測量に基づいて行う必要があることは当然であり、図上分筆を認めるならば、登記によって公示されている従前地について、現地と地図上の位置との相違が生ずることは避けられません。</p> <p>要望を実現するための対応策としては、仮換地の一部の処分は、従前地の共有持分権の処分及び将来与えられる換地の分割の合意として行われることから、この換地分割の合意を土地区画整合法上の制度として位置付けるとともに、仮換地図面等において換地分割の合意内容を特定するといった方策を導入し、この合意の内容に沿った法的効果を付与するということ(不動産登記制度においても、従前地の登記簿に、換地分割の合意が存在することを、その持分移転の登記と併せて登記するという制度を設ける。)が考えられます。</p> <p>しかしながら、上記のような制度を導入することについては、土地区画整理事業の円滑な実施に及ぼす影響等を踏まえて、慎重に検討する必要があります。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	050270
規制の特例事項名	土地区画整理事業施行区域内における図上分筆登記申請の容認
意見提出者名	野田市
意見の要点	保留地は、現地調査・測量に基づき境界が確定し、使用収益も開始され、実態としては土地利用が可能となっていることに鑑み、これを「登記の対象がある状態」とみなして、少なくとも抵当権設定ができる等の登記の方法を用意できないか検討願いたい。
意見に対する回答	換地処分の公告がされるまでの間は、仮換地と同様に、保留地についても対応する従前地が存在するため、仮に、保留地上の権利を想定し、この権利の処分等の公示を登記簿により行うとした場合には、一つの土地について二重登記をすることになってしまうという問題が生じるため、登記の対象とすることは困難といわざるを得ません。
担当省庁名	法務省